

電波監理審議会（第1138回）議事録

1 日時

令和7年1月10日（金）10：00～10：46

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、林 秀弥、
矢嶋 雅子

(2) 審理官

古賀 康之、三村 義幸

(3) 総務省

（総合通信基盤局）

湯本 博信（総合通信基盤局長）、荻原 直彦（電波部長）、

吉田 恭子（総務課長）、中村 裕治（電波政策課長）、

小川 裕之（移動通信課長）、佐藤 輝彦（移動通信企画官）

(4) 幹事

松田 知明（総合通信基盤局総務課課長補佐）（電波監理審議会幹事）

宮良 理菜（総合通信基盤局総務課課長補佐）（有効利用評価部会幹事）

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項	
(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（433MHz帯タイヤ空気圧モニタ及びリモートキーレスエントリの導入）	1
(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案（433MHz帯タイヤ空気圧モニタ及びリモートキーレスエントリの導入）	1
3. 審議事項	
令和6年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の有効利用の程度 の評価結果案	8
4. 閉 会	22

開 会

○笹瀬会長 新年明けましておめでとうございます。どうぞよろしくお願いたします。それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

本日の1月期会議につきましては、委員各位のスケジュールの状況を踏まえまして、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づきまして、委員全員がウェブによる参加とさせていただきました。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、諮問事項が2件、審議事項が1件となっております。

それでは、議事を開始いたしますので、総合通信基盤局の職員の方に入室するよう、御連絡よろしくお願いたします。

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項 (総合通信基盤局)

(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (4 3 3 MHz 帯タイヤ空気圧モニタ及びリモートキーレスエントリの導入) (諮問第1号)

(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案 (4 3 3 MHz 帯タイヤ空気圧モニタ及びリモートキーレスエントリの導入) (諮問第2号)

○笹瀬会長 それでは、議事を開始いたします。諮問第1号、電波法施行規則等の一部を改正する省令案、4 3 3 MHz 帯タイヤ空気圧モニタ及びリモートキーレスエントリの導入につきまして、小川移動通信課長から御説明いただき

まして、続いて、諮問第2号、周波数割当計画の一部を変更する告示案、同じく433MHz帯タイヤ空気圧モニタ及びリモートキーレスエントリの導入につきまして、これは中村電波政策課長から、続けて御説明よろしくお願いたします。

○小川移動通信課長 移動通信課長の小川でございます。説明資料に基づきまして、諮問第1号、電波法施行規則等の一部を改正する省令案、433MHz帯タイヤ空気圧モニタ及びリモートキーレスエントリの導入について御説明申し上げます。

詳細につきましては、恐れ入りますが、資料の3ページ目から御説明を申し上げます。

まず、タイヤ空気圧モニタリングシステム、リモートキーレスエントリの御説明でございますけれども、資料の真ん中の絵を御覧いただければと思いますが、まず、タイヤ空気圧モニタリングシステムにつきましては、タイヤの空気圧を運転席で確認をし、タイヤの異常を把握できるシステムでございます。真ん中の一番下の絵を御覧いただければと思いますが、タイヤの4輪それぞれにセンサー、モニタリングシステムを装着いたしまして、電波により、運転席のほうに空気圧等の情報を送信することによりまして、タイヤの空気圧の状況をモニタリングするシステムでございます。

リモートキーレスエントリにつきましては、右の図を御覧いただければと思いますが、これは皆様も御利用になったことがあるかと思いますが、電波によりまして、車から離れたところからドアロックの開閉、エンジンスタート、ドアの開閉等の操作を行うことができるシステムでございます。

資料一番上のポツのところでございますけれども、こういったシステムにつきましては、我が国においては平成19年に315MHz帯を使用し、免許を要しない無線局、特定小電力無線局として制度化、導入をされているところで

ございます。一方、国際的な周波数の使用状況でございますけれども、左下の表を御覧いただければと思いますが、315MHz帯のほかに、433MHz帯も国際的には使用されているという状況でございます。現状では433MHz帯がこれらのシステムにおける世界的な標準周波数となってきているところでございます。国際的な周波数協調も見据えまして、国内においてもこういった新しい周波数の利用が求められているという状況でございます。

こうした状況を踏まえまして、今般433MHz帯を使用するタイヤ空気圧モニタリングシステム及びリモートキーレスエントリの導入に必要な技術的条件について情報通信審議会でご検討いただきまして、昨年11月12日に一部答申をいただいたところでございます。これを踏まえまして、今般、このシステムの導入に係る制度整備を行うものでございます。

続きまして、資料の4ページを御覧ください。430MHz帯の周波数の使用状況を左の図でお示しをしております。430MHzから440MHzの周波数帯において、アマチュア無線に割り当てられているところでございます。この周波数帯において、アマチュア無線と共用する形で、433.92MHzを中心として国際輸送用タグシステムが導入をされており周波数を共用して使用されているところでございます。国際輸送用タグシステムは、海上輸送用のコンテナに装着をされまして、国際物流の管理に用いられる電子タグというシステムでございます。国内では主に港湾で使用されているというものでございます。

今般、同じ433.92MHzを中心として、さらにこの周波数帯において、タイヤ空気圧モニタリングシステム、それからリモートキーレスエントリについての導入を検討したということでございます。

なお、この周波数帯は、後ほど周波数割当計画についての御説明がございすけれども、アマチュア無線が一次業務として割り当てられているところでござい

ます。国際輸送用タグシステムについては、二次業務の割当てになっておりまして、二次業務のシステムについては、一次業務に有害な混信を与えてはならない、また、一次業務からの混信に対して保護を要求してはならないという前提で割り当てられているものでございますが、今般導入を検討いたしましたタイヤ空気圧モニタリングシステム、リモートキーレスエントリーにつきましても、二次業務としての割当てを前提として検討を行ったものでございます。

周波数共用検討の結果につきましては、右の表でお示しをしておりますけれども、一番上の行として与干渉という行がございますけれども、干渉を与える側、縦の列として、被干渉、干渉を被る側の組合せで周波数の共用の可能性を情報通信審議会でご検討いたしました。その結果でございますけれども、表の右上にございますように、今般導入を検討いたしますタイヤ空気圧モニタリングシステム、リモートキーレスエントリーシステムからアマチュア局への与干渉についての検討結果といたしましては、実機試験の結果やアマチュア局の運用実態等を考慮すれば、実運用上、重大な干渉が発生する確率は低く、共用可能という検討結果が得られたところでございます。そのほかの組合せにつきましても、共用可能という検討結果が得られたところでございます。

5 ページに、こうした検討を踏まえました技術的条件をお示ししておりますけれども、詳細の説明は割愛をさせていただきます。

続きまして、6 ページでございますが、制度整備の概要について御説明申し上げます。情報通信審議会からの一部答申を踏まえまして、433MHz帯タイヤ空気圧モニタリングシステム及びリモートキーレスエントリーの導入に向けた省令の改正案及び関連告示の改正案について作成をいたしまして、昨年11月16日から約1か月間、意見募集を実施したところでございます。意見募集の結果、5件の意見が提出をされたところでございます。

改正内容につきましては、まず、電波法施行規則の一部改正といたしまして、

免許を要しない無線設備のうち433MHz帯を使用する特定小電力無線局に、タイヤ空気圧モニタリングシステム及びキーレスエントリーシステムを追加するもの、それから、無線設備規則の一部改正として、433MHz帯を使用する特定小電力の無線設備の技術基準に、これらのシステムに関する技術基準を追加する改正について、今回お諮りをさせていただくものでございます。

このほか特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正、関連告示の制定、改正等について、所要の規定の整備を行うこととしているところでございます。なお、施行期日につきましては、答申をいただいた場合は速やかに改正を予定してございます。

続きまして、7ページを御覧ください。意見募集に対して提出された意見と、それに対する考え方について整理してございます。先ほど御説明させていただきましたとおり、提出の意見は5件でございました。

まず、7ページに示しております1番と2番、それから8ページに示しております3番の意見につきましては、基本的に賛成の意見ということで提出をされているところでございます。

3番の意見につきましては、改正案のタイヤ空気圧モニタリングシステムとキーレスエントリーシステムの定義の記載についてのコメント、意見が提出されております。これにつきましては、いただいた意見を踏まえまして、改正案の定義の書き方の適正化を図る観点から必要な修正を行ったところでございます。

また、4番の意見につきましては、433MHzはアマチュア無線の周波数で呼出し周波数であり、影響が出ると思われるので反対であるという意見をいただいておりますけれども、これにつきましては、先ほど情報通信審議会における検討結果を御説明させていただきましたとおり、実運用において共用は可能であるとの結論を得ているということで、考え方を示しているところでございます。

また、5番の意見につきましては、アマチュア無線の周波数の割当てについて、一次業務としてほしいという意見でございますけれども、これにつきましては、アマチュア業務は引き続き一次業務の分配としているということで考え方を示しているところでございます。

以降、参照条文、諮問書の写し、改正案等を資料でお付けしておりますが、この場での詳細の御説明は割愛とさせていただきます。

諮問第1号の御説明については、以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、続いて、中村電波政策課長から、諮問第2号についてもお願いします。

○中村電波政策課長 ありがとうございます。続きまして、電波政策課長、中村のほうから諮問第2号につきまして、御説明をさせていただきます。

本件でございますが、先ほど移動通信課長のほうから説明のございました諮問第1号、これと関連をするものでございまして、周波数割当計画におきましても規定の整備を行うというものでございます。

資料の2ページ目、諮問第2号のほうの2ページ目を御覧いただけますでしょうか。周波数割当表の433MHz帯のところ、周波数の使用に関する条件といたしまして、これまでの国際輸送用データ伝送用ということに加えまして、タイヤ空気圧モニタリングシステム用及びキーレスエントリーシステム用という旨を追記したいと考えてございます。その上で、タイヤ空気圧モニタリングシステム用及びキーレスエントリーシステム用特定小電力無線局の周波数表ということでございまして、2ページ目の一番下にございます別表9-14、これを新たに規定するものでございます。

資料の1ページ目、戻っていただきまして、3番、施行期日のところでございます。施行期日につきましては、答申をいただきましたら速やかに周波数割当計画を変更したいと考えてございます。

また、周波数割当計画に関する意見募集につきましても、先ほどの諮問第1号の省令改正案と同時期に意見募集を行いました。周波数割当計画の変更案につきましても、特に意見はございませんでした。

以上、諮問第2号の御説明でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしく願います。

これも順番にお伺いしていきます。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。

私からは特にございません。適切な改正及び変更だということで同意いたします。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、長田委員いかがでしょうか。

○長田委員 私からも国際的な協調というのは大切なことですし、特に大きな影響はないということでしたので、同意いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。それでは、林委員、いかがでしょうか。

○林委員 私も適切な諮問内容かと存じますので、賛同いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございました。私も必要な制度整備と考えますので、特段意見はございません。賛同いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

私からもこれは適切な変更、修正ですので、これでいいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、諮問第1号及び第2号に関しましては、諮問のとおり改正、変更することが適当であるという旨の答申を行いたいと思います。どうもありがと

うございました。

○小川移動通信課長 どうもありがとうございました。

○中村電波政策課長 ありがとうございました。

○笹瀬会長 それでは、次に有効利用評価部会の審議に入りますので、出席されない職員の方は退室、よろしくお願いいたします。

(総合通信基盤局職員 (一部) 退室)

審議事項

令和6年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の有効利用の程度の評価結果案

○笹瀬会長 それでは、議事を再開いたします。

本日は、審議会より総務省総合通信基盤局の同席を求めておまして、湯本総合通信基盤局長、荻原電波部長、中村電波政策課長、小川移動通信課長、佐藤移動通信企画官の同席をお願いしております。私から指名した場合や、各委員からの求めがあった場合には、総務省から補足的な説明を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、審議事項、令和6年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の有効利用の程度の評価結果案につきまして、林部会長から御説明よろしくお願いいたします。

○林委員 承知いたしました。有効利用評価部会の部会長の林でございます。今般、部会におきまして、令和6年度の携帯電話及び全国BWAの評価結果の案を取りまとめましたので、御説明を申し上げます。

資料1は評価結果の案の本体でございます。続く資料2は、資料1の要点の

部分を抜粋する形で概要版を作成しておりますので、本日は資料2を用いまして御説明を申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、2ページ目は有効利用評価部会の概要でございますので、次の3ページを御覧ください。部会における審議経緯でございます。昨年10月より免許人へのヒアリングも含めまして、計7回の部会を開催いたしました。

次の4ページを御覧ください。これは定量評価のうち、実績評価に係る総合評価の結果につきまして、一覧にまとめてございます。有効利用評価方針のSからDまでの評価基準に基づきまして、事業者ごと、それから周波数ごとに評価を行いました。

定量評価の総論につきましては、次の5ページを御覧いただければと思います。まず、(1)認定の有効期間が満了している、または認定に係らない周波数帯でございます。1つ目の丸でございますが、基地局数やカバー率につきまして、いわゆるローバンドにおきましては、主にエリアカバレッジのために活用されているところでございますが、前年度と同様、おおむね高い評価でございました。

続いて、ミッドバンドにおきましては、主にトラヒック対策に活用されているところでございますけれども、前年度からカバー率が拡大いたしまして、評価が高くなった事業者も確認されたところでございます。具体的には、KDDI、沖縄セルラー電話の1.5GHz帯、ソフトバンクの3.5GHz帯でございます。なお、この後、KDDIと沖縄セルラー電話は、単にKDDIと総称して御説明をしたいと存じます。また、前年度同様に低い評価となった事業者も確認されております。具体的に申し上げますと、NTTドコモの2GHz帯でございます。本件につきましては、電波のさらなる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向けて、引き続き努力をすべきという評価

をしております。

次の丸に移りまして、これは通信量でございます。いずれの事業者も4G、それから5G全体の通信量は前年度から増加をしておりますけれども、全ての事業者において、前年度のトラフィック量を下回った周波数帯も確認されたところでございます。そこで、各事業者に対しまして、ヒアリングの場においてその要因を確認・質疑しましたところ、大別して2点ございました。1点目は、5Gエリアの整備拡大等によりまして、トラフィックが5Gバンドへ移行し、その結果、4Gバンドのトラフィックが減少したということ、それから、2つ目は通信品質の確保のために複数の周波数帯間でトラフィックを調整したことが要因でございました。本件につきましては、4G、5Gのそれぞれに必要とされる通信量を適切に見積もってユーザーの通信品質の確保を図るとともに、割り当てられた周波数の最大限の活用に向けて引き続き努力すべきであるという評価をしております。

次の丸は、移行計画の総論でございます。本年度は、2事業者の「3G移行計画」に係る調査結果の報告がございました。具体的には、KDDIとソフトバンクの2社の移行計画について、有効利用評価方針に基づきまして、3Gサービス終了時点から人口カバー率の基準値を達成するまでの期間を5年以内とし、評価を実施いたしました。その結果、ソフトバンクにおきましては、5年以内よりも大幅に前倒しで達成する積極的な計画であると認められました。他方、KDDIにおきましては、5Gの整備を優先し、現地工事を要する基地局は別工事と併せて実施するため、7年後に達成する計画となっております。KDDIにつきましては、一定程度の事情は認められるわけですがけれども、電波の有効利用の早期の実現のためには、毎年度計画値以上のマイグレーション実施に向けて努力すべきだという評価をいたしました。

続きまして、(2)でございますけれども、これは認定の有効期間中の周波数

帯でございますが、いずれの事業者・周波数帯においても、認定された開設計画をおおむね適切に実施しているものと認められました。

続きまして、6ページを御覧ください。(3)でございます。評価を行う年度に認定の有効期間が満了した周波数帯、具体的には①S u b 6帯と②ミリ波でございます。まず、①のS u b 6帯につきましては、全国において全ての事業者・周波数帯の開設計画を達成し、基地局数や通信量も含めて前年度より大きく増加している周波数帯が多い状況でございました。その一方で、S u b 6帯において2つの周波数帯を保有する2事業者におきまして、いずれか一方の周波数帯のカバー率が低い傾向にございました。特にK D D Iの4.0GHz帯におきまして、全国的にカバー率が低かったということございまして、電波のさらなる有効利用のためにニーズやトラヒック需要に応じた基盤展開やカバー率の拡大に向けて引き続き努力すべきであるとしてございます。

続いて、②のミリ波の28GHz帯でございます。1つ目の丸は、最も低い評価であるD評価となった2事業者について記載しております。まず、N T Tドコモにおきましては、北海道と九州の基地局数につきまして、開設計画を達成しておりませんでした。また、楽天モバイルにおきましては、東北の1県において設置された全ての基地局において通信が行われなかった日が生じておりました。そこで、まず、N T Tドコモにおきましては、伝送路の整備に係る調整の長期化等が要因であるということございまして、これにつきましては、令和6年末までには計画値以上となるように整備中ということで、可能な限り早期に計画値以上の基地局を確実に整備すべきであるとしております。一方、楽天モバイルにおきましては、ミリ波は周波数の特性上、カバーエリアが狭いということや、また、ミリ波対応端末が現状におきまして十分に普及していないことからユーザー利用は限定的であることなどが要因でございました。

本件につきましては、その要因はやむを得ない側面もあるわけでございます

けれども、今後、ミリ波対応端末の普及が進み、かつニーズの創出に向けた取組などを実施することによって、早期に電波の有効利用を図るべきであると評価しております。

次の丸でございます。これは全ての事業者において、ミリ波の基地局数は前年度から増加しているわけですが、通信量が前年度を下回った地域が確認されました。その要因は、通信量の絶対量がそもそも少なく、ユーザーの使われ方に左右されたためということでございました。このため、全ての事業者に対しまして、ミリ波対応端末の普及等による電波のさらなる有効利用に向けて努力をすべきといたしております。

次の丸でございますけれども、これは基地局の設置場所について、ミリ波の活用が期待される、トラヒックが集中するエリア等への展開も積極的に推進すべきとしております。

最後の丸でございますが、これは総務省側においても、各事業者のミリ波のさらなる有効利用に向けた取組の推進を求めたいと思っているところでございます。

7ページを御覧ください。複数の周波数帯を総合的に勘案した定性評価ですが、ここにおきましては、インフラシェアリングなど大きく5つの観点から評価結果を一覧として示してございます。これはヒアリングにおきまして各事業者の取組状況も聴取いたしまして、有効利用評価方針に基づきまして、スモール a から d までの評価を行ったところでございます。

その結果、a 評価といたしましては、左から2つ目の安全・信頼性の確保の項目におきまして、全事業者を a 評価、そして右から3つ目の携帯電話の上空利用の項目におきまして、KDDI を a 評価としてございます。この点の詳細は後ほど御説明いたします。

また、c 評価の箇所が2か所ございました。まず、1つ目は携帯電話の上空

利用についての楽天モバイルでございますけれども、まだ実用化されていない実証段階でございました。また、2つ目は左から3つ目のデータトラフィックについてのWCP（Wireless City Planning）でございますが、これは総トラフィック量が減少していたため、これらはc評価としてございます。

続いて、R評価の箇所が3か所ございます。携帯電話の上空利用のUQとWCPについては、2.5GHz帯□上空利用が制度上認められていないということと、WCPのインフラシェアリングについては、5Gの基地局数が4局ということで十分な実績がないということから、R評価としております。その他につきましては、b評価としてございますが、これは各事業者ともに一定の取組は行っているものと認められるということでb評価としているところでございます。

8ページを御覧いただければと存じます。定性評価の総論でございます。b評価等に係る項目は、今後さらなる推進や取組を期待するという書きぶりにしてございますので、詳細説明は割愛させていただきまして、本日はa評価に係る（2）及び（5）につきまして、御説明をいたします。

まず、（2）の安全・信頼性の確保でございます。本項目では、災害、あるいは通信障害、そしてセキュリティー対策の面から評価を行ってございます。本年度の評価の一環として、ちょうど1年前に起きました能登半島地震、そして、奥能登の豪雨における各事業者の取組につきまして、ヒアリングを通じて確認を行いまして、別紙のとおり事業者ごとに取組の概要を取りまとめたところでございます。本日は別紙の説明は割愛させていただきたいと存じますけれども、NTTドコモとKDDIにおいては報道等も行われておりました船上基地局が、ソフトバンクにおいてはドローンの基地局が、また、KDDIとUQにおいては、基地局のバックホール回線のいわゆる光ケーブルが断線した場合にその代替として□低軌道衛星のスターリンクが、それぞれ活用されておりました。ま

た、基地局の予備電源の延命対策は楽天モバイルにおいて、それから長時間稼働が可能な可搬型発動機はソフトバンクとW C Pにおいて、それぞれ運用が行われておりました。新たな技術を用いた応急復旧の実施も確認されたところでございますので、評価基準の a 評価に該当するというところで、いずれの事業者も a 評価としたところでございます。

また、各事業者の連携としては、先ほどのドコモとK D D Iの間における船上基地局の共同設置のほかに、K D D Iとソフトバンクの間では基地局の応急復旧の際に必要な給油の相互利用が行われたところでございます。このほか自治体であるとか避難所等への充電設備の貸出しなどの支援、救助機関からの要請に基づく安否不明者の携帯電話の位置情報の提供に係る対応も今般行われているところでございまして、これらの取組も評価したいとしてございます。これらは来るべき大規模災害にも備える上で非常に重要でございますので、各事業者においては、通信サービスの維持、それから障害を受けたときの早期復旧に向けた取組を、今後さらに切に求めたいということにしております。

続いて、一番下の（5）を御覧ください。携帯電話の上空利用につきましては、前年度までは4 G利用のみでございましたけれども、本年度はK D D Iにおいて5 Gの商用局の開設が確認され、5 Gの活用に積極的に取り組んでいるということから a 評価としております。

ページが飛んで恐縮でございますけれども、最後の16ページを御覧いただければと存じます。今後の検討課題につきまして、主に6点、お示しをさせていただきます。

1点目は人口カバレッジに係る指標でございますが、これにつきましては、引き続き総務省に対しまして、対象国を拡大するなど諸外国の状況のさらなる調査であるとか、通信品質の測定に係る課題の抽出等を要請しているところでございます。

2点目ですけれども、これは先月新たに割り当てられた4.9GHz帯につきましては、次年度以降の評価に向けて有効利用評価方針の改定案の検討を行うとしてございます。

3点目は、3Gの移行計画でございまして、本年度は計画自体の評価を行ったところでございますけれども、次年度以降、実施状況の評価のために有効利用評価方針の改定案の検討を行うとしてございます。なお、これらの改定案は部会において検討を行ってまいります。

4点目、NTNに係る評価でございます。近年、携帯電話の端末と、衛星とかHAPSとの間で直接通信を行うということが可能になるような、いわゆるNTNの導入に向けた検討が活発化しているというような状況でございます。直近では、KDDIにおきまして、衛星ダイレクト通信につきまして、本年春頃に本格サービスの提供を開始予定といったプレスリリースもされているところでございます。ヒアリングにおきましても、検討状況を確認いたしましたところ、地上系の携帯電話で用いられております2GHz帯の一部の周波数帯を、一部地域を除く全国において利用予定ということでございました。ただ、サービス開始当初はSMS、いわゆるショートメッセージサービスのみを提供し、今後順次、音声やデータ通信サービスを提供予定ということでございます。このため、衛星ダイレクト通信のカバレッジにつきましては、いわゆる地上系の人口カバー率などと同等に扱うことは現時点では適切ではないと考えられるところでございます。今後、ヒアリングなどを通じまして、サービスや技術動向などを確認しつつ、NTNの評価の在り方を検討していくことにしたいと考えておりますが、利用状況の把握のために、総務省に対しましては、次年度以降、衛星ダイレクト通信に係る利用状況につきまして、地上系とは別に調査結果の報告を要請しているところでございます。

続いて、5点目のSub 6帯に係る評価でございます。Sub 6帯の実績評

価においては、基盤展開率に基づく評価を実施しておりますが、前年度の検討課題にも記載のとおり、将来的には人口カバー率や面積カバー率に基づく評価を行っていくことが望ましいと考えられるところでございます。引き続き、次年度以降のカバー率の拡大状況を注視しながら評価基準を見直す時期であるとか、衛星との共用帯域における干渉条件も加味した評価基準も含めて継続的に検討していくとさせていただきます。

最後の6点目でございます。これはインフラシェアリングに係る定性評価でございますけれども、前年度においては、屋外□屋内別の有効性の検討を行うことなどが検討事項となってございました。本年度においては、携帯電話事業者等にその有効性を確認いたしました結果、屋外、屋内ともに、設置コストの削減といった有効性が挙げられた一方で、屋外では、整備完了エリアでは新たにシェアリングを行う効果が低いであるとか、あるいは屋内では、むしろコストアップのケースもあるといった課題も挙げられたところでございます。

これも踏まえまして、インフラシェアリングの実績であるとか、新技術の導入等に基づく現行の評価基準を基本としながらも、市場動向にも注視しながら、引き続き携帯電話事業者等に対して、その取組状況を確認していくとさせていただきます。

大変長くなりました。御説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見よろしく願いいたします。では順番にお伺いしていきます。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 詳細な御説明ありがとうございました。私からは特にございません。部会の先生方におかれては、大変お忙しい中、詳細な分析評価をいただきましてありがとうございました。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 御説明ありがとうございました。部会の先生方の御議論の結果だと思いますので、そのまま受け取りたいと思っているんですが、一つだけミリ波についてなんですけれども、ミリ波の話になると、必ず端末の普及の話が出てきます。ただ、ミリ波そのものを本当に全ての国民が必要としているのかどうかというところはなかなか微妙なところで、ミリ波を掴まえられやすいところにおいて、かつ、イベント等で非常に膨大な情報量、データをやり取りするというような、そういう場面にいる人でないとなかなかミリ波端末が本当に必要なのかどうかというところは難しい判断だと思っておりますので、ミリ波につきましては、それ以外の何か、普通の利用者にとっても恩恵となるようなものというサービスがもう少し普及してこないと、端末を買い換えろと、値引きするから買い換えろというようなことだけではなかなか端末の普及は難しいのではないかなという気もしておりますし、i P h o n e が、まだ日本では対応してくれていないということもありますので、簡単に端末の普及がすぐに解決につながるのかどうかというところは、まだまだきちんと今後見ていかなければいけないんじゃないかなと思っております。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御報告どうもありがとうございました。私も事業者からの聴取結果に基づきまして、適切な評価と今後の検討課題が指摘されていると考えております。特段の疑問に思う点はございませんでしたので、意見はありません。これまでの精力的な御活動に感謝申し上げますばかりです。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

有効利用評価部会は今年で3年目になりますが、年々、さらによくなってい

ると思います。特に今回は、今後の検討課題もかなり明記されていて、各事業者の方も対応しやすいと思いますので非常にいいと思います。

私から、総務省に対して、1点お願いしたいと思います。安心・安全に係る災害に関して、各事業者は随分頑張っているのですが、総務省のほうも頑張ってくださいと思います。特に、個人が持っている携帯でうまくつながるということは必要なんですけども、地震とか津波で分かったことは、公共の自治体のネットワークとか、それから災害救助をする自衛隊との連携など、どうしても民間だけではできない、そういうサービスもありますので、クローズネットワークといいますか、そういうものに関しても、NICTも含めて、総務省の研究機関でもいろいろ研究されておりますので、各省庁、自治体が、安心・安全サービスに対してもうまく協力して、民間の方を誘導して進めていただけてできるようなシステムをつくってもらいたいと思います。

ぜひそういう面で、今回は有効利用評価部会という、評価という観点なんですけども、有効利用は別に事業者だけではないので、ぜひ総務省の方でも考えていただいて、国として、周波数の有効利用ができるようなシステムづくりをさらに進めていただければありがたいと思います。

私からのコメントです。以上です。

林部会長、追加のコメントなどはございますでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。非常に貴重な御意見をいただきました。

1点目は、長田先生から御指摘のあった、ミリ波の端末のところでございますけれども、有効利用評価部会としても、総務省と連携しながら需要動向あるいはニーズの把握に努めるとともに、端末の普及というものがユーザーの真の利便性の向上につながるかどうかという点も意識しながら、評価内容の精緻化に努めたいと思っております。

それから、笹瀬会長から御指摘いただいた安心・安全の点ですけれども、先

生のおっしゃるように、総務省としての取組も非常に大事ですし、総務省だけじゃなくて、省庁横断的な取組も重要でございますので、そこも含めて、総合的な対策を踏まえて検討し、評価の中身においても検討してまいりたいと思っております。

いずれにしても、笹瀬会長、それから各委員の御指導をいただきながら、引き続き有効利用評価の精緻化に向けて、また、その深掘りに向けて頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく御指導のほどお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。ほかに質問等ございますか。

○吉田課長 笹瀬会長、1点よろしいでしょうか。

○笹瀬会長 はい、結構です。

○吉田課長 部会事務局の吉田でございます。本日は笹瀬会長をはじめ、委員の皆様にご審議いただきまして、誠にありがとうございます。

1点、災害の関係でございます。会長のほうから関係省庁とも連携して総務省、しっかり事業者の活動をサポートしていくことが重要であるという御指摘をいただきました点につきまして、官民連携して、能登半島地震、また、豪雨に際しましても取り組んできておりまして、例えば、事業者が基地局の復旧に取り組むのに道路啓開が必要になりますが、国交省と連携しましたほか、物資の支給、そういった点も関係省庁と連携して取り組んできております。今後の災害に備えまして、さらに取り組んでいくことが重要ということ、本日、また改めて認識した次第でございますので、引き続きの御指導、どうぞよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。この後、評価結果案について意見募集を求めますけれども、個人的には、総務省がどう取り組んでいるかに関しても、付録で出していただいて意見募集を求めたほうがいいような気もし

ます。特に安心・安全に関しての意見募集があると、こういうサービスが欲しいとかそういう声も直に上がってくるため、事業者の方もそういうサービスができると思います。

今回の評価には書いていませんけど、例えば、事業者の方は避難所に行っているいろいろな話を聞いたり、直接電波に関係ないところも随分サポートされています。そういうことも含めて、何か意見を吸い上げるような場があるといいかなと思った次第です。もちろんほかでもやっていると思うんですけども、せっかく評価案の中に安心・安全という項目があるので、一言追加でもいいですから、もしくは、総務省もこういうのをやっていますということ、ホームページをリンクするだけでもいいと思うので、そういうことをすると、意見募集を見た方が、より国としての取組が明確になるという気がいたします。いかがでしょうか。

○吉田課長 意見募集そのものにつきましては明日からを予定しておりますので、どこまでできるか、例えばリンクを貼るですとか、こういったことができるかにつきまして局内で、また林部会長とも御相談させていただきながら進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○笹瀬会長 できる範囲でよろしく願いいたします。

○吉田課長 ありがとうございます。

○笹瀬会長 林部会長、いかがでしょうか。

○林委員 総務省においては、いろいろ施策を打っておられるところで、そこは心強い限りなんですけど、それが国民やユーザーに知られていない部分もあるかもしれないので、いろいろな場を通じて積極的な施策のPRに努めるという意味でも、安心・安全対策というものは国民の関心事でございますので、ぜひ引き続いての御尽力をお願いしたいと思います。

○笹瀬会長 できる範囲で、どうぞよろしく願いいたします。

○吉田課長 ありがとうございます。

○笹瀬会長 それでは、委員の皆様方の御了解が得られたものといたしますので、本評価結果案につきまして、電波監理審議会として意見募集を実施することとして、意見募集に係る報道発表を本審議会終了後、準備が整い次第、行いたいと思います。

意見募集の期間は、明日、1月11日土曜日から2月10日月曜までの31日間といたします。意見募集に係る報道発表に当たっては、事務局に御協力よろしく願いいたします。

また、意見募集後、提出された意見の取りまとめ及び意見に対する当審議会の考え方の案につきましては、部会において対応よろしく願いします。林先生、どうぞよろしく願いいたします。

○林委員 承知しました。

○笹瀬会長 特に今回は非常に充実した評価結果案が出ておりますので、林部会長をはじめ、特別委員の先生方におかれましては、非常に精力的に取り組んでいただきまして、どうもありがとうございました。引き続きどうぞよろしく願いいたします。

○林委員 ありがとうございました。

○笹瀬会長 それでは、本審議事項については終了したいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、総合通信基盤局の職員の方は御退室よろしく願いいたします。

(総合通信基盤局職員 退室)

閉 会

○笹瀬会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。

答申書につきましては、所定の手続によりまして行っていただいて、事務局から総務大臣宛てに提出をよろしくお願いいたします。

次回の定例会につきましては、日程が確定次第、事務局から御連絡いただくようによろしくお祈いします。まだ決まっていないなですよね。

○松田幹事 すいません。まだ決まっておらず、確定次第、また御連絡いたします。

○笹瀬会長 よろしくお祈いいたします。

それでは、本日の審議会をこれにて閉会といたします。どうもありがとうございました。